

大学評価分科会報告書

申請大学名

神戸学院大学

〔基準5〕 学生の受け入れ

<概評>

大学全体

全学部にわたりアドミッション・ポリシーを設定し、学生を受け入れている（『点検・評価報告書』176頁）。しかし、一部の学部においては、理念・目的、教育目標を踏まえ、修得しておくべき知識等の内容・水準等を明らかにしていないので、明示することが望まれる。また、受験生に対する、学生の受け入れ方針の周知が必ずしも十分ではないので（『神戸学院大学1』、『神戸学院大学2』、資料1『2011入試ガイド』、資料2-4、6-9、12『2011年度入学試験要項』）、入試要項に明示するなど、周知を図る必要がある。一方、多様な入学者選抜方法と機会を提供し、学力のみならず、多様な活動性を評価対象とする制度（Z項審査）を導入していることは高く評価できる（『点検・評価報告書』179-180、185-187頁）。入試判定は、経営から独立して学部教授会において決定されるシステムが機能しており、透明性が確保されている（『点検・評価報告書』184、186頁）。また、各種入試結果のデータは入試ガイドなどを通じて公表され、入試成績の照会にも応じている（『点検・評価報告書』187頁）。学生募集および入学者選抜に関する検証については、全学的に「入学試験センター委員会」（資料79『各種規程等一覧（抜粋）』319頁）と「入試委員会」（資料79『各種規程等一覧（抜粋）』320頁）が協同して行っている（『点検・評価報告書』192頁）。社会的要請と状況に応じて定期的に、各入試の定員（志願者数や入学者数に基づいて）および指定校の見直し（入学実績や成績に基づいて）、また入学時に基礎学力テストを実施するなどして（『点検・評価報告書』193頁）、検証を行っている。

学部における定員管理に関しては、収容定員に対する在籍学生数比率が、総合リハビリテーション学部医療リハビリテーション学科で1.23と高く、過去5年間の入学定員に対する入学者数比率が法学部法律学科において1.27、総合リハビリテーション学部医療リハビリテーション学科において1.20と高いので、今後の定員管理に注意を要する。また、編入学定員に対する編入学生数比率が、法学部法律学科において0.14、経済学部経済学科において0.17、経営学部経営学科において0.10、人文学部人文学科において0.04と低いので、充足に向けて今後、努力を要する。

大学院各研究科では、入学定員、選抜方法などは入試要項、ホームページなどに公表されているが、理念・目的、教育目標を踏まえ、求める学生像や修得しておくべき知識等の内容・水準等を明らかにした明確な学生の受け入れ方針が定められておらず（『点検・評価報告書』181頁、196頁、資料13『大学院入試要項』）、また公的な刊行物、ホームページ等によって、受験生を含む社会一般に公表していないので（『点検・評価報告書』181頁）、改善が求められる。

学生の受け入れ方針と学生募集、選抜の方法等との整合性については、各学部アドミッション・ポリシーが設けられており、それに従った選抜が行われている。また、学生の受け入れの適切性の検証体制について、より実効性を上げるために、教員—事務職員の協力体制が必要である。大学院における定員管理については、収容定員に対する在籍学生数比率が、法学研究科修士課程0.33、法学研究科博士後期課程0.13、経済学研究科修士課程0.25、経済学研究科博士後期課程0.00、栄養学研究科修士課程0.38と低いので（『大学基礎データ』表4）、充足に向けた努力が望まれる。

社会人を対象とした特別選抜や学部内成績優秀者を優遇する入試制度が導入されているが、面接の評価基準に関しては、公平性の確保により慎重であるべきであると考えており、社会人・外国人留学生入試について

ては、さらなる特別な考慮が制度上必要であるとされている（『点検・評価報告書』194頁）。

学生の受け入れ（入試）小委員会

アドミッション・ポリシーの設定に関して、一部の学部において、修得しておくべき知識等の内容、水準等を明らかにすることが望まれる、との指摘がなされたが、2014年度版大学案内には全ての学部において、修得しておくべき知識等の内容、水準等を具体的に修正している。

また、「大学案内」、「入試ガイド」、「入学試験要項」、ホームページ等への明示については、2014年版（2013年発行）「大学案内」には29, 39, 49, 59, 71, 85, 95ページに記載し、「入試ガイド」、「入学試験要項」にも修正された具体的な内容を記載する。ホームページについては各学部の「学部概要」並びに「大学紹介」の中の「情報の公表」に既に公表している。学部収容定員に対する在籍学生数比率が高いとの指摘については、次の通り改善している。総合リハビリテーション学部医療リハビリテーション学科の2010年度比率1.23は、2011年度1.18、2012年度1.12となり、過去5年間の収容定員に対する在籍学生数比率の法学部法律学科は1.27が1.19に、総合リハビリテーション学部医療リハビリテーション学科は1.20が1.16となっている。

また、編入学定員に対する編入学学生数比率が低いとの指摘については、法学部法律学科の0.14が0.13に、経済学部経済学科は0.17が0.33に、経営学部経営学科は0.10が0.07に、人文学部人文学科は0.04が0.07となった。

大学院におけるアドミッション・ポリシーが明確に定められておらず、「大学院入学試験要項」などにも公表されていないとの指摘については、2012年5月より教育開発センターに大学院教育部会を設け、各研究科の理念、目的、教育目標、アドミッション・ポリシー、ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシーについて検討し、全ての研究科において策定済みである。

また、公表についても「2013年度版大学院案内」には3、7、13、21、29、33ページに記載済みであり、「大学院入学試験要項」には2014年度版から記載する。ホームページには「大学紹介」の中の「情報の公表」に既に公表している。

大学院の収容定員に対する在籍学生数比率が低いとの指摘については、法学研究科修士課程0.33が0.44、法学研究科博士後期課程0.13が0.13、経済学研究科修士課程0.25が0.18、経済学研究科博士後期課程0.00が0.07、栄養学研究科修士課程0.38が0.44となった。

社会人・外国人留学生入試について、さらなる特別な考慮が制度上必要である、との指摘については、当該研究科において、2013年度入試より試験科目を一般受験者は専攻科目と選択科目の2科目受験としているが、社会人・外国人留学生受験者は専攻科目1科目のみとしている。